

第4回 東京国際法セミナー（結果概要）

令和8年（2026年）8月
外務省国際法局

1 目的・経緯

(1) アジア・アフリカの行政官等に実務者向けの国際法研修を提供し、国際法の知識を高め、交流を促進することにより「法の支配」に導かれた平和の実現に貢献する。また、日本の弁護士や若手国際法研究者にも参加の門戸を開くことで日本における国際法分野の人材育成を図る。

(2) 2023年にセミナー立上げ。今年で4回目。

2 研修概要（※一部は外務省YouTubeチャンネルに掲載予定）

(1) 8月24日（月）～28日（金）、国連大学において、著名な外国人国際法専門家等により、国際法実務で特に重要な各分野や国際裁判実務等について講義を実施。

(2) 初日冒頭、茂木大臣のビデオメッセージを放映し、夜に国光副大臣主催歓迎レセプションを開催。25～26日、国際法模擬裁判「アジア・カップ」を実施。

（参考）講義内容

- 国際訟務（ライクラー・11KBW法律事務所弁護士）
- 国際司法裁判所（クレーブランド・国際司法裁判所判事）
- 外交特権・免除（ウェッブ・オックスフォード大学教授）
- ISDS（バニファテミ・GBS Disputes設立パートナー、パルホメンコ・GBS Disputesパートナー）
- ビジネスと人権（リンゼイ・クルーニー財団共同最高経営責任者）
- 武力行使（アカンデ・オックスフォード大学教授、国際法委員会（ILC）委員）
- 国家責任（パデウ・ケンブリッジ大学准教授）
- 海洋法（ハイダー・国際海洋法裁判所（ITLOS）所長）
- パネルディスカッション「国連機関間の相互作用を通じた国際法の発展と明確化」



（参考）実施体制

- (1) 主催：外務省
 - (2) 共催：日弁連、国際法学会、法務省
 - (3) 後援：国連大学、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）
 - (4) 協賛：以下の10の法律事務所
- ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業
 - ・長島・大野・常松法律事務所
 - ・西村あさひ法律事務所・外国法共同事業
 - ・T M I 総合法律事務所
 - ・弁護士法人淀屋橋・山上合同
 - ・バーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）
 - ・森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
 - ・シティユーワ法律事務所
 - ・弁護士法人 北浜法律事務所
 - ・古賀総合法律事務所

3 参加者

- （1）計81名（アジア・アフリカ諸国の行政官等25か国 3 国際機関から42名（アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、エスワティニ、ガボン、ガーナ、インド、インドネシア、ケニア、ラオス、モルディブ、ミクロネシア連邦、モンゴル、ネパール、フィリピン、シンガポール、南アフリカ、シリア、タジキスタン、タイ、トルコ、ベトナム、ジンバブエ、アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）、アフリカ連合委員会（AUC）、太平洋諸島フォーラム（PIF）（含：日本の大学院で修士・博士課程に在学中のJICA長期研修員16名））に加え、日本の協賛法律事務所所属弁護士・若手国際法研究者等39名）
- （2）一定の講義数出席した参加者に外務大臣名の修了証書を授与。

4 成果（ポイント）

- （1）国際司法機関判事2名（ICJ判事、ITLOS所長）を含め、実務者からアカデミアまで重厚な講師陣を迎えた。
- （2）アジア・アフリカ諸国及び国際機関からは、法律顧問から担当まで多様なレベルの行政官が参加。一部参加者は渡航費・宿泊費等を日本政府負担で招へい。参加費は引き続き無料。
- （3）外国人・日本人参加者共に、各自の経験を生かした視点に基づき質疑を行い、インタラクティブな授業となった。
- （4）一部の協賛法律事務所の協力を得て、サイドイベントとして、セミナー参加者向けの「実務家セッション」を実施。



【参考1】第4回東京国際法セミナーにおける茂木外務大臣ビデオ・メッセージ

- 2026年東京国際法セミナーにお集まりの皆様、おはようございます。外務大臣の茂木敏充です。
- はじめに、多大な御協力をいただいた日本弁護士連合会、日本国際法学会、法務省、国連大学、アジア・アフリカ法律諮問委員会、そして、協賛してくださった各法律事務所の皆様に対し、心から感謝致します。
- 世界は今、パワーバランスの変化や紛争・対立の激化などを受け、大きな構造的変化に直面しています。こうした中、これまで築いてきた国際秩序は様々な挑戦にさらされており、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を国際社会全体で守り抜くことができるか、我々は極めて重要な時代に生きています。
- 日本は、紛争の平和的解決や法秩序の維持に向けた国際司法機関の役割を重視し、その強化に向けて積極的に関与してきました。現在、国際司法裁判所（ICJ）及び国際刑事裁判所（ICC）の所長をいずれも日本人が務めていることも、こうした取組の積み重ねの表れだと言えます。
- 「法の支配」を国際社会に根づかせていくためには、それを担う人材の育成と、国境を越えた交流・連携が欠かせません。そうした理念の下、東京国際法セミナーは、アジアやアフリカの次世代を担う国際法の実務家が、この分野の第一線で活躍する専門家とともに議論し、共に学び合う場として創設されました。
- 本年度で4回目を迎えるこのセミナーは、知的な刺激に満ちた学びと交流の場として着実にその歩みを重ねてきています。御参加の皆様には、国際法への理解をより一層深められるとともに、各国の実務家同士で共通の知識と認識を育て、密接な関係を育む機会としていただければと思います。
- このセミナーが、「法の支配」に導かれた平和の実現へと着実に繋がっていくことを心から願い、私の挨拶といたします。

【参考2】国際法模擬裁判「2026年アジア・カップ」

- 8月25日（火）及び26日（水）、都内において、国際法学会及び外務省共催の下、国際法模擬裁判「2026年アジア・カップ」を開催。
- 日本を含むアジア等15か国（バングラデシュ、インド、インドネシア、イラン、マレーシア、モンゴル、ネパール、パキスタン、フィリピン、韓国、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナム）から学生の代表チームが参加し、英語による模擬裁判を実施。
- 26日（水）、準決勝戦（日本（早稲田大学）対ネパール、スリランカ対タイ）及び決勝戦（タイ対ネパール）を実施。決勝戦終了後、表彰式及びレセプションを開催し、優勝チーム（タイ）に対し外務大臣賞を授与。

【参考1】国際法模擬裁判「アジア・カップ」

アジア等諸国の学生を対象として1999年から毎年日本で開催されている国際法模擬裁判の大会。架空の国家間の係争を題材に参加チームがそれぞれ国際司法裁判所（ICJ）における原告・被告に扮して弁論を行い弁論の優劣を競う。

【参考2】国際法模擬裁判「2026年アジア・カップ」口頭弁論ラウンド出場チーム（以下、国名アルファベット順）

- バングラデシュ（Feni University）
- インド（Symbiosis International（Deemed University））
- インドネシア（Trisakti University）
- イラン（Imam Sadiq University）
- 日本①（大阪大学）
- 日本②（早稲田大学）
- マレーシア（Universiti Malaya）
- モンゴル（National University of Mongolia）
- ネパール（Tribhuvan University）
- パキスタン（Denning Institute Of Technology And Entrepreneurship）
- フィリピン（Far Eastern University）
- 韓国（Handong Global University）
- シンガポール（National University of Singapore）
- スリランカ（Sri Lanka Law College）
- タイ（Thammasat University）
- ベトナム（Diplomatic Academy of Vietnam）

※日本からは、大阪大学及び早稲田大学がそれぞれ原告第4位及び原告第5位に入賞、早稲田大学の学生が原告最優秀弁論者賞を受賞するとともに原告第4位及び被告第8位に入賞。